

**中央区役所周辺の公共施設再編事業  
官民対話（意見交換会） 実施要領**

**1. 主旨・概要**

**(1) 本対話の主旨**

今後、入札公告等を予定している中央区役所周辺の公共施設再編事業（以下「本事業」）に関して優れた事業者提案をいただくため、主に下記2点を目的に実施します。なお、本対話は令和6年2月21日に本市が公表した本事業の実施方針「第2\_3\_(4)官民対話の実施」に示すものです。

- ・ 今回公表した実施方針や要求水準書（案）等について、本市と本事業への参加希望者の間で十分な意思疎通を図り、本事業の趣旨や本市の意図について、認識の齟齬を解消するため
- ・ 本市は、本市の想定を超えた積極的な提案がなされることを期待しており、事業者の優れたノウハウを最大限発揮いただく観点から、要求水準等の変更を含めた条件精査を行うための意見聴取を行うこと

**(2) 本対話の位置づけ**

本対話の位置づけは下記のとおりとします。

- ・ 本対話への参加は、本事業の入札への参加要件ではありません。また、本対話の内容は、入札時の提案審査に影響しません。
- ・ 本市は、本対話により新たに認識したニーズや条件等を踏まえ、要求水準の精査等を行います。
- ・ 本対話における本市からの回答は、対話時点における要求水準書（案）等に関する本市の考えを補足するものであり、今後公表される予定の入札説明書等を構成するものではありません。
- ・ 対話内容については原則として本市のホームページ上で公表します。ただし、対話参加者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、対話参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると本市が判断したものを除きます。公表にあたって、本市は事前に対話参加者に公表資料の確認を行います。
- ・ 本対話に際して対話参加者が提示した資料等については、今後、本事業の入札時において、当該参加者が作成する提案書の内容を制約するものではありません。

**2. 実施予定日時・開催場所**

**(1) 開催予定日時**

令和6年5月13日（月）～5月31日（金）の間で調整します。

1 グループあたり最大90分を想定しています。応募グループの公平性の確保を図るため、説明会開始後85分を経過した後は、次の1項目のみとします。また、89分を経過した後は次の確認項目に移らないこととします。

**(2) 開催場所**

さいたま市役所等（詳細な場所については、別途お知らせします。）

### 3. 申し込み方法

令和6年4月26日（金）12:00までに、別添の「様式 A\_官民対話参加申込書」、「様式 B\_官民対話を希望する議題」および「様式 C\_官民対話参加希望日程」に必要事項を記入のうえ、電子メールにて、後段に示す「6. 問い合わせ先」に送信ください。

議題に関する説明用資料がある場合は、様式 B の別添資料として提出することを認めます。資料名は「(様式 A に記載の企業名) \_ (資料番号) \_ (資料名)」とし、ファイル形式は PDF としてください。本市は、説明用資料を本官民対話以外の目的には利用しません。また、説明用資料の著作権は、対話参加者に帰属します。

後日、本市より、開催日時及び開催場所をお知らせします。

### 4. 参加者

- ・ 「様式 A\_官民対話参加申込書」の参加者リストに記載のある者のみ、対面での対話参加を認めます。オンラインでの参加は不可とします。
- ・ 参加人数の上限は 15 名とします。
- ・ 同一の者が複数回参加することは不可とします。

### 5. 当日の進行等

#### (1) 当日の進行

- ・ 説明会の進め方は一問一答形式とし、「①議題ごとに対話参加者が確認したい内容及び背景・趣旨等の説明を実施（また必要な場合は本市からの主旨確認・質問等）、②議題ごとに本市から回答、③次の議題に移る。」の流れに沿った進行を予定しています。
- ・ 進行は対話参加者にてお願いいたします。議題ごとの時間制限等は設けませんので、予定された時間内において、対話参加者の判断による議題の優先順位付けおよび時間配分をお願いします。
- ・ 議題は事前に提出された「様式 B\_官民対話を希望する議題」に記載されたものに限ります。ただし、本市からの回答を踏まえて、または関連する追加質問を行うことは可とします。また、本市からも、提出された議題に関連して質問を行うことがあるため、対話参加者は回答をお願いします。

#### (2) 当日の持参資料

- ・ 対話当日、本市出席者用の資料の持参・配布は原則不要です。ただし、事前に提出いただいた参考資料（様式 B に記載の確認事項に関連して対話参加者が任意に添付するもの）のうち、拡大版の印刷等が望ましいものがある場合、本市から個別に持参・配布をお願いします。
- ・ 事前に提出いただいた資料以外の資料持参・配布は認めません。

#### (3) 特記事項

- ・ 本市が用意するプロジェクターを用いて、当日資料を投影する予定です。
- ・ 記録作成のため、本市は対話を録音します。
- ・ 参加者側の録画・録音は認めません。

## 6. 問い合わせ先

さいたま市 都市局 まちづくり推進部 まちづくり総務課

住所 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048-829-1445 (直通)

FAX 048-829-1976

E-mail machidukuri-somu@city.saitama.lg.jp